

災害防止団体の長 殿

川崎北労働基準監督署長

死亡災害防止のための取組の徹底について(緊急要請)

令和7年の神奈川県内における労働災害による死亡災害は、令和7年10月末時点で34件発生し、過去5年で最も多かった令和3年の33件を上回るペースで発生しており、極めて深刻な状況となっております。また、川崎北署管内における労働災害による死亡災害も、令和7年10月末時点で4件発生し、過去10年で最も多かった令和4年とすでに同数発生しており、県内同様極めて深刻な状況となっております。

これ以上労働災害を発生させないためにも、川崎北労働基準監督署では、中央労働災害防止協会が主唱し全国的に実施する「年末年始無災害運動」を令和7年11月16日から令和8年1月31日に拡大して展開することにいたしました。

つきましては、県内及び川崎北署管内の死亡災害発生状況を鑑み、「年末年始無災害運動」の周知及び死亡災害防止のため、貴団体及び会員事業場において、下記の取組を徹底するよう周知・啓発を行い、安全管理上看過できない災害が発生していることに御留意いただくよう緊急要請を行います。

記

1 貴団体への要請事項

- (1) 貴団体が講習会等を開催する場合、死亡災害が急増している状況や安全衛生管理の必要性を受講者に対し説明を行うこと。
- (2) 安全管理者や衛生管理者等の安全衛生業務従事者に対する能力向上教育や技能講習等の資格取得後、概ね5年経過後の有資格者を対象とした再教育を実施すること。
- (3) 会員事業場に別添「年末年始無災害運動」のリーフレットを配布し、年末年始多くなる非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守等労働災害防止のための取り組みを確認すること。

2 会員事業場に対する要請事項

- (1) 年末年始無災害運動を利用し、安全文化を醸成するため、経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚を図ること。
- (2) 安全衛生管理体制や安全作業マニュアル及び機械設備等の非定常作業マニュアルの整備と遵守状況の確認等を重点に職場における安全総点検を実施すること。
- (3) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化と作業方法の改善を注意喚起するほか、SDS交付対象物質の取り扱う事業場は、自律的な化学物質管理の実施に向けた化学物質管理体制を確立し、化学物質による労働災害を防止すること。